

竹内茂代と日本優生結婚普及会

佐藤ゆかり

三重の女性史研究会

竹内茂代は、吉岡彌生創立の東京女医学校（現東京女子医科大学）初の医師で、女性初の衆議院議員39名中の1名である。また、日本優生結婚普及会（以下「普及会」／機関誌『優生』）は、日本民族衛生協会（以下「協会」／機関誌『民族衛生』）が1935年12月「協会の事業の翼賛」と「結婚衛生思想の普及と涵養」を目的に設立した会で、主な事業は「民族衛生・結婚衛生に関する講演会・講習会の開催」と「協会附属の優生結婚相談事業に対する協力」だった。会長は永井潜（協会理事長／東京帝国大学医学部生理学教室教授）、副会長には竹内と永井花江、顧問に鳩山薫子・吉岡ら11名、幹事は井出ひろら14名で、正会員は女子と定められていた。これらから普及会は協会の下部組織で、日本女性に優生結婚思想を普及・実践させる団体であったと思われる。

協会（発足当時は日本民族衛生学会、以下「学会」）附属の優生結婚相談所は、33年6月東京日本橋白木屋に開設された。「依頼者はなるべく血統や病歴等について詳しい覚書を持参されたい」「血液検査・レントゲン検査等特殊の検査は別途料金」等と案内にあり、また産婦人科の竹内ほか、内科・精神科・小児科・性病科・皮膚科・X線科・細菌科・遺伝・体力検査の医学博士等が担当となっていることから相談内容が窺える。ただ37年末頃からは場所が「四谷区三光町1竹内茂代方」に移り、少なくとも39年6月までそこに相談所が置かれ、竹内は主任として相談に当たった。また竹内は、普及会発会式で「日本優生結婚普及会の使命」、早稲田大学で「優生の女性」と講演を行い、普及事業に関しても女性で唯一前面に立って活動した。では竹内はなぜ普及会の女性の中でも、特に師たる吉岡（当時日本女医会会長）を差し置き、中心的役割を担えたのか。

遡る29年、竹内は墮胎罪ぬれぎぬ事件に巻き込まれる。その時の吉岡の対応に大きなショックを受け、以来5年間、吉岡のもとを離れた。また婦選獲得同盟など社会活動も一時休止し、以後は博士論文作成に集中した。その論文「日本女子の体質に関する研究」を32年東京帝国大学生理学教室に提出、翌年6月学位を受けた。この時、教授会の主査が永井だった。もっともそれ以前、学会発足直後31年の会員名簿「評議員」中に竹内の名が既にある。そして学会の第1回（31年）第2回（32年）学術大会で発表、論文の一部は『民族衛生』第2巻（33年7月）に掲載された。また学会に多額の寄附（250円）もし、34年には「本部役員理事」として女性唯一の地位を確保していった。竹内にとって吉岡との決別は、当時の日本女医界で生きていけなくなることを意味した。そこで、学会、優生学、永井のもとに新たな道を求めたのではないか。一方、永井にしても、女医のリーダー的存在、産婦人科医、婦人雑誌や新聞に引く手数多、婦人社会活動も積極的、といった竹内の存在は魅力的だったと考える。特に優生学を研究に終わらせず、広く国民（特に女子・婦人）への普及・啓蒙まで視野に入れていた永井にとって、竹内は、大変必要なカードだったと想像できる。

ところで、普及会の最後ははっきりしない。『優生』は39年4巻までは確認されるが、終号不明である。同誌当初からの編集発行人安井洋（陸軍軍医少将）が、国民優生法公布に合わせ40年5月日本橋三越に開設された厚生省優生結婚相談所の所長に就任したことで、普及会の事務局機能が弱体化。さらに優生結婚相談・優生思想普及の軸足が民から官に移行し、学会の相談所や普及会は自然消滅していったのではないだろうか。しかし竹内は、厚生省「国民体力審議会専門委員」「優生結婚座談会」（ともに39年）など国の優生推進・普及活動に参加。戦後、優生保護法施行の翌49年には『優生結婚』を著し（序文永井）、戦前と大差ない優生論を展開した。法自体が敗戦の総括を十分受けぬまま成立したことを考えると、その時点での限界だったと考える。